

## 1. 実施計画策定の考え方

### (1) 基本方針策定の背景

道では、維持管理水準の低下により、道民の生命や財産に危険が及んだり、生活や経済活動に支障が生じることのないよう、道路や河川など施設ごとの維持管理作業を体系化し、作業内容別に維持管理水準を設定するなど、今後の維持管理に対する道の基本的な考え方を明らかにする「公共土木施設の維持管理基本方針」（以下「基本方針」）を平成21年3月に策定して、効率的・効果的な維持管理に努めてきたところであります。

以降、平成27年6月に「北海道インフラ長寿命化計画」を策定し、老朽化対策の基本的な方針を示すとともに、個別施設毎の長寿命化計画の策定を進めているところであります。

また、平成25年3月の暴風雪による多大な被害の発生を踏まえ、有識者による「道路管理に関する検討委員会」を設置。さらに平成28年8月に道内を襲った相次ぐ台風や大雨の影響により、道路施設が破損するなど、大きな被害が発生したことから有識者による「道路管理に関する懇談会」を設置、有識者に意見等を伺いながら検討を行い、維持管理の充実強化に向け必要に応じて「基本方針」の改訂を行ってきたところであります。

### (2) 基本方針の考え方

- 公共土木施設に係る多様な維持管理作業について、作業の仕方により4つの維持管理区分（予防管理型、対症管理型、日常管理型、必要経費\*）に分類するとともに、その区分に応じて、作業内容別に水準を設定し、今後の維持管理に対する道の基本的な考え方を明らかにします。

\*必要経費は維持管理作業ではないが、施設を維持していくために必要な経費

- 設定した作業内容別の維持管理水準に基づき、施設の利用状況や地域の意向等を踏まえ、維持管理の進め方を明らかにする実施計画を作成し、効率的で効果的な維持管理に取り組んでいきます。
- また、毎年度、維持管理の実施状況等を把握・検証しながら、必要に応じて実施計画の見直しを行います。  
また、基本方針についても、必要がある場合は、見直しを行います。

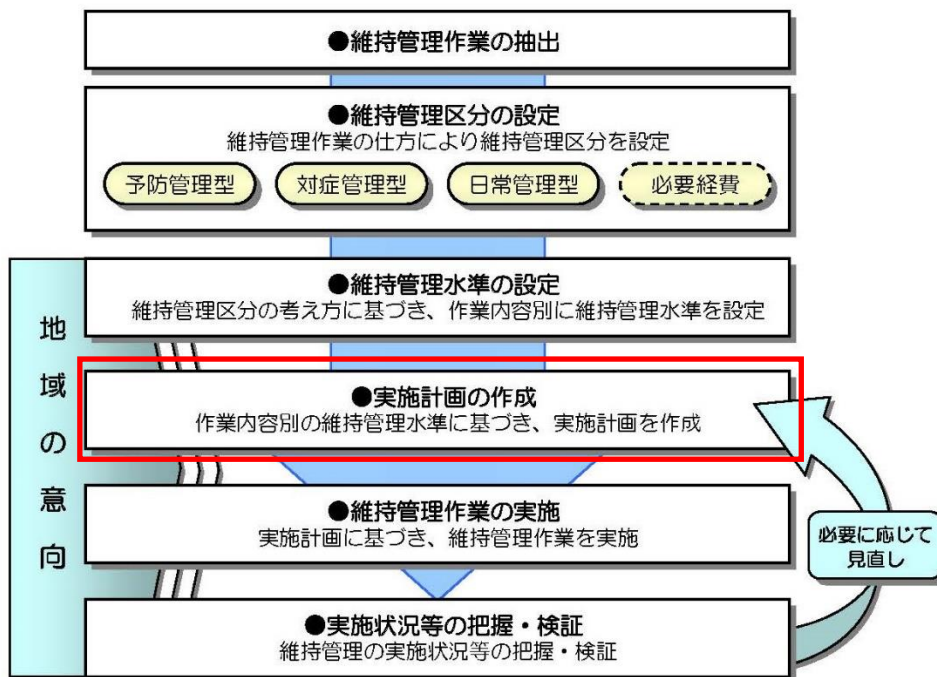


図 11 基本方針の考え方

### (3) 実施計画の作成

基本方針では、「設定した作業内容別の維持管理水準に基づき、施設の利用状況や地域の意向を踏まえ、維持管理の進め方を明らかにする実施計画を毎年作成し、効率的で効果的な維持管理に取り組んでいく」こととしており、このような背景から、この実施計画を作成しています。

## 2. 維持管理について

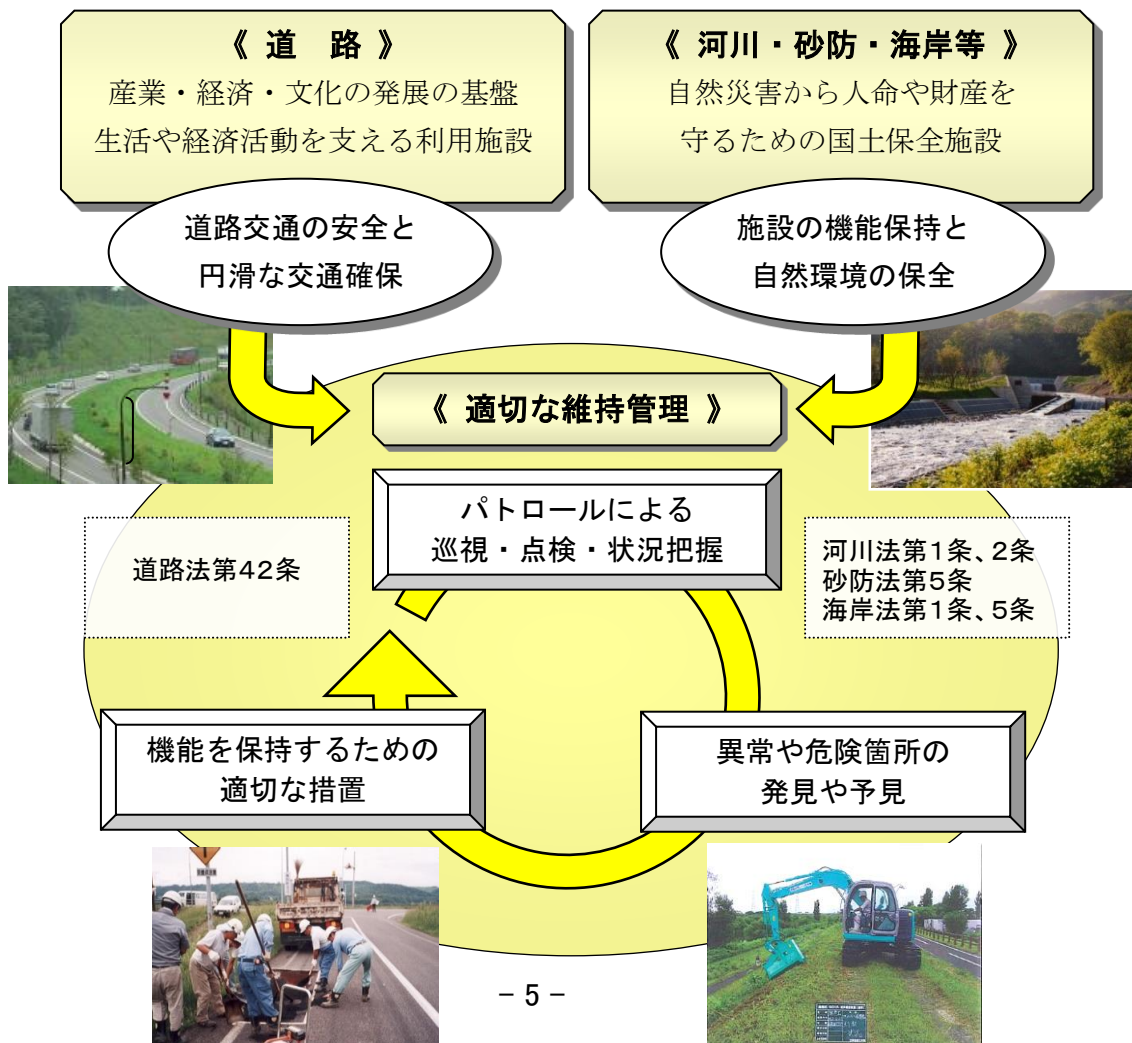
### (1) 維持管理の必要性

道路や橋梁などの道路施設は、産業・経済・文化の発展の基盤であり、生活や経済活動に与える影響が大きく、施設を保全し、安全で円滑な交通の確保を図っていくためには、適切な維持管理が必要となります。

また、堤防、護岸などの河川・砂防・海岸施設等は、自然災害等から人命や財産を守るための災害防止や、流水の正常な機能の維持、施設の適正な利用、施設周辺環境の保全などを行うために、本来の機能が常に発揮されるよう、適切な維持管理が必要となります。

そのため、施設管理者は、法令（※1）に従い、道民生活や経済活動に深刻な影響が生じることがないように、パトロールによる日常的な巡視や定期的な点検、施設や周辺環境の状況を把握し、異常や危険箇所を発見または予見した場合には、適切な措置を行います。

図 1 維持管理の必要性



※1 関係する法令

[道路法]

第42条

道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない

[河川法]

第1条

河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

第2条

河川は公共用物であって、その保全、利用その他の管理は、前条の目的が達成されるように適正に行わなければならない。

第15条の2

河川管理者は、河川管理施設を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全性が保持されるように努めなければならない。

[砂防法]

第5条（逐条砂防法）

都道府県知事は、砂防指定地を監視し、管内の砂防設備を管理し、その工事を施行し、その維持する義務があるとされており、「維持」とは、一般に、機能保持のための措置を意味するものであって、砂防設備の原状を良好な状態に保存する行為とすることができる。

[海岸法]

第1条

津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とする。

第5条

海岸保全区域の管理は、当該海岸保全区域の存する地域を統括する都道府県知事が行うものとする。

## (2) 維持管理区分の設定

維持管理区分は、基本方針から4つの維持管理方法に分類しています。

- 効率的で効果的な維持管理を図るため、多様な維持管理作業について、作業の仕方により4つの維持管理方法に分類します。

### ①「予防管理型」

施設の長寿命化を図るため、劣化の進行する前に補修を行い、健全な状態に回復させます。

### ②「対症管理型」

劣化が進行し、施設の機能に影響が及ぶ場合に補修を行い、健全な状態に回復させます。

### ③「日常管理型」

施設の劣化に関係ないが、その状態を放置すると、施設の機能や周辺環境に悪影響が及ぶ場合に対処し、健全な状態に回復させます。

### ④「必要経費」

その他、施設を維持するための必要となる経費を計上します。

### 3. パトロール業務

#### (1) パトロール業務と維持管理

公共土木施設の本来の機能が発揮され、常時良好な状態を保つために、道では、「北海道公物管理業務実施要綱」に基づいて、パトロールを計画的に実施しており、パトロール中に異常及び危険箇所を発見した場合には、必要な応急措置等を行っています。

このパトロールによる結果と、設定した作業内容別の維持管理水準に基づき維持管理に取り組んでいきます。

#### (2) パトロールの種類

パトロールの種類は、実施要綱により、下記のとおり区分されています。

##### 1. 通常パトロール

平常時における公物の状況、利用状況、許認可に係る工事の実施状況、占用物件等の敷設状況及び許可条件の遵守の状況等を把握するために実施。

##### 2. 定期パトロール

主要構造物の細部の状況を把握するために実施。

##### 3. 夜間パトロール

夜間における公物の状況及び利用状況を把握するために実施。

##### 4. 異常時パトロール

台風、豪雨、豪雪、地震等により、交通障害もしくは災害が発生した場合又はそのおそれがある場合の公物の状況及び利用状況を把握し、適切な措置を講ずるために実施。

※「パトロール」とは、所管区域の公共施設及びその利用状況等を車上又はボートからの目視又は徒歩により巡視することをいいます。

※パトロール頻度は、施設毎に設定しています。

また、パトロール中の措置も実施要綱により、下記のとおり定められています。

- 異常、危険箇所の発見 →緊急、重要な事項は直ちに報告。  
軽微なものは応急措置
- 占用工事に係る支障 →報告、応急措置、原因者への対応
- 不法行為の発見 →報告、応急措置、原因者への対応



### (3) パトロール実施頻度

#### (1) 道路関係

通常パトロールについて、市街地のうち「DID地区」を有する区間は、毎日、その他の区間は、週3回の頻度で実施する。

定期パトロールについて、橋梁、トンネル等の主要構造物は、年1回の頻度で実施する。

#### (2) 河川関係

通常パトロールについて、都市河川（DID地区、これに概ね1 kmで隣接する人口集中地区に係る河川及びDID地区が河川の氾濫により被害を受けることが想定される河川等）は、原則週1回の頻度で、その他の河川は、原則月1回の頻度で実施する。

定期パトロールについて、主要構造物等の確認は、出水期前後に実施する。

#### (3) 海岸関係

通常パトロールについて、海岸保全施設が設置されている区域及び利用度の高い地域等は、原則週1回、海岸保全施設が設置されているその他の地域は原則月1回の頻度で実施する。

定期パトロールについて、主要構造物（堤防・護岸）等は年1回の頻度で実施する。

#### (4) 砂防関係

通常パトロールについて、市街地等（市街地・利用頻度の高い地域）は、原則週1回、上記以外の市街地等は、原則月1回、その他の地域は、原則年1回の頻度で実施する。

定期パトロールについて、主要構造物等は、年1回の頻度で実施する。

#### (5) 地すべり関係

通常パトロールについて、全箇所を原則年1回の頻度で実施する。

定期パトロールについて、主要構造物等は年1回の頻度で実施する。

#### (6) 急傾斜関係

通常パトロールについて、全箇所を原則月1回の頻度で実施する。

定期パトロールについて、主要構造物等は年1回の頻度で実施する。